

宗像市人権教育・啓発基本計画

人権を尊重しあう、住みよい都市の実現を目指して

～ 愛 広がる 人権のまちに ～

平成 29 年 4 月

宗 像 市

人権を尊重しあう、住みよい都市の実現を目指して

～ 愛 広がる 人権のまちに ～

む・・・むねをはり

な・・・なかよく

か・・・かたをくんで

た・・・たかめよう

し・・・人権意識

～ 愛 広がる 人権のまちに ～



21世紀は「人権の世紀」と言われています。自他の人権が尊重され、幸福な社会生活を創造していこうという決意です。

国際連合は、1948(昭和23)年に「世界人権宣言」を採択し、人権の尊重が平和の基盤であることを世界に訴えました。これは、世界の人々にとって希望と励みの源となり、人権を守る動きは大きく前進しています。1995年には「人権教育のための国連10年」を、2005年には「人権教育のための世界計画」がスタートされ、本格的な人権教育・啓発が取り組まれています。

わが国では、2000年12月に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行、2002年は、「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定され、人権教育・啓発の推進に努めています。

宗像市におきましては、1998(平成10)年の6月定例市議会において、全ての市民がかけがえのない存在として、互いに尊重しあう平和で差別のない都市の実現をめざすために「宗像市人権を尊重する都市宣言」を採択しました。

また、2012(平成24)年には「宗像市子ども基本条例」を施行するなど人権問題の解決に向けて市民一人ひとりの人権意識を高め、人権が尊重される住みよいまちの創出をめざし、さまざまな施策を総合的に取り組んでまいりました。

しかしながら、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等に対する人権問題が存在しています。インターネットによる差別事象や環境問題、北朝鮮人権問題等の新たな人権侵害も発生するなど、人権問題は多様化し、複雑化しています。

このため、宗像市では、市民一人ひとりが、自他の人権を尊重することの重要性を認識した行動がとれるよう「宗像市人権教育・啓発基本計画」を策定し、今後の人権教育・啓発を進めるうえでの基本的方向を示しています。

今後、宗像市はこの基本計画に基づき、県や関係機関・団体等と連携を図り、偏見や差別のない～愛広がる人権のまち～の実現に向けて取り組んでまいります。市民の皆さまのさらなるご理解とご協力を心からお願いします。

平成29年4月

宗像市長 谷井 博美

はじめに

21世紀は、「人権の世紀」と言われています。人権とは、私たちが幸せに生きるために権利です。一人ひとりの人権が尊重され、すべての市民が幸せになるための人権施策を推進することがまちの活性化となり、心豊かな人権のまちづくりとなります。

宗像市では、1999年に「宗像市人権を尊重する都市宣言」を掲げて、人権教育・啓発に取り組み、多くの成果をあげてきました。しかしながら、同和問題をはじめ、近年は、インターネット上における差別情報の氾濫、環境問題、北朝鮮拉致問題、女性、子ども、高齢者に対する虐待や暴力等による深刻な人権侵害も発生しています。

このような状況の中で、宗像市では、実情に即した人権教育・啓発を推進するために、「～愛広がる人権のまち～」を目指して、「宗像市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。この基本計画は、これから取り組むべき人権教育・啓発と取り組みの方向性を明示し、人権問題解決のための施策をよりよく推進していくとしています。

また、行動計画では、これらの内容について所管課を設けて適切に進行し、自己点検・自己評価を実施することで内容の改善・充実に努めます。

さらに、様々な団体の代表で構成する宗像市人権教育・啓発推進協議会*からも、市民の視点や専門的立場からご意見やご助言をいただき、実効ある施策の推進を図るようにしています。

人権教育・啓発は、日々、住民の心豊かな社会生活につながる具体的な人権施策であり、行政全体で取り組むべき重要課題です。今後、様々な人権問題の解決に向け、この「基本計画」を活かした人権施策を推進し、人権が尊重される「～愛広がる人権のまち～」の実現に向けて取り組んでいきます。

もくじ

第1章 基本理念

1	基本計画策定の趣旨	1
2	基本計画の性格	2

第2章 基本計画策定の背景

1	国際的な潮流	3
2	国・県の取り組み	4
3	市の取り組み	4

第3章 人権教育・啓発の推進

1	人権教育	5
(1)	学校等における主な人権教育	6
(2)	家庭、地域における主な人権教育	7
2	人権啓発	8
(1)	市民に対する主な人権啓発	8
(2)	団体、事業所における主な人権啓発	9
3	その他特定職業従事者に対する研修	10

第4章 分野別施策推進

1	同和問題	13
2	女性の人権問題	16
3	子どもの人権問題	18
4	高齢者の人権問題	20
5	障がい者の人権問題	23
6	外国人の人権問題	26
7	HIV 感染者・ハンセン病患者等の人権問題	28
8	その他の人権問題	29

第5章 人権教育・啓発推進体制

1	推進体制と進行管理	32
2	関係行政機関や関係団体との連携	32
3	「基本計画」の見直し	32
4	市人権教育・啓発の基本計画体系	33

もくじ

<参考資料>

- | | |
|------------------------|----|
| ○ 用語解説 | 35 |
| ○ 世界人権宣言 | 41 |
| ○ 日本国憲法（抄本） | 44 |
| ○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・ | 48 |

※本文中の「*」については用語解説をご参照ください。

「障がい」の表記について

宗像市人権教育・啓発基本計画においては、「障害」を「障がい」と表記しています。

法令や制度、施設名、団体名などの固有名詞については、漢字で「障害」と表記しています。

「障害」のひらがな表記については、障がい者や関係者の中でも意見が分かれています。

国の障害者政策委員会の意見では、「法制上の「障害」の表記の在り方について、障害者権利条約における新しい障害の考え方を踏まえつつ、今後の国民、特に障害当事者の意向を踏まえて検討する」とこととされており、「障がい」もまた一般的ではないため、本計画においても、試行的に表記します。